

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則

(手数料の減免)

第20条 廃棄物処理手数料の減額又は免除は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地震、水害、土砂崩れ、火災等により災害に被災した住宅(賃貸住宅、従業員寮、社宅等事業用の住宅を除く。)の除去により発生した廃棄物を処分する場合 免除
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が排出する家庭廃棄物を処理する場合 免除
 - (3) 家庭廃棄物(大型ごみを除き、市が定期的に収集するものに限る。以下この号において同じ。)をごみ集積所へ排出することが困難な高齢者又は障害者で構成される世帯に対して実施する家庭廃棄物の戸別収集を受けている者が排出する家庭廃棄物を処理する場合 免除
 - (4) その他市長が特に必要があると認める場合 減額又は免除
- 2 条例第41条第2項又は第3項の規定により廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者(前項第3号に該当する者を除く。)は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。